

学校における新型コロナウイルス感染症対応の 一部変更についてのお知らせ(令和4年度第1号)

新年度になりました。園児・児童・生徒は新たな学校・学年・学級でのスタートとなります。各家庭におきましては、これまでと同様に新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力くださるようお願い致します。令和4年4月1日の県教育委員会の感染対策の変更に基づき当面の間、対応について変更致します。ご理解とご協力をお願い致します。

1 次のような場合は必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

(1) 園児・児童・生徒本人が新型コロナウイルス陽性判定をうけたとき。

(2) 園児・児童・生徒本人が濃厚接触者となる時

・原則として同居家族は保健所に濃厚接触者と特定されるので、同居家族が新型コロナウイルスに感染していると診断されたとき

出席停止期間と登園・登校復帰に向けた対応 (①または②)

①感染者の発症日(無症状の場合はだ液等の検体採取日)、陽性者の発症などで家庭内でのマスク着用等の感染対策を住居で行った日のいずれかの遅いほうを0日目として、7日間は出席停止→8日目から登園・登校が可能です。

②感染者との最終接触から4日目と5日目ともに抗原キット検査が陰性である→濃厚接触者の自宅待機期間短縮届(別紙)を提出の上、5日目から登園・登校が可能です。※抗原キットは薬事承認(医療用)を保護者で用意・使用すること。

※同居家族でも濃厚接触者の特定を受けなかった場合で無症状のとき
→ 接触者PCR検査センター等で検査し陰性であれば登園・登校が可能です。

抗原キット(医療用)
詳しくはこちらの
QRコードから



(3) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状があるとき。

医療機関の確認のうえ登園・登校します。医療機関の受診がない場合は、発熱等の風邪症状がなくなり、72時間(3日間)が経過した後に登園・登校します。

(4) 同居家族が、医療機関及び保健所から濃厚接触者として特定され、PCR検査を受け、その結果がでるまで → 同居家族が陽性の判定を受けた場合は(2)の①・②を確認してください。

(5) 同居家族が、発熱等の風邪症状があるとき。 → その症状がなくなるまでは出席停止です。

2 同居家族以外の感染者と接触し学級閉鎖・出席停止になる場合 4月1日から

出席停止、学級閉鎖については感染リスクの高い場面で接触がある場合に各園、小・中学校が判断します。

○ 学級閉鎖の期間は最終接触日を0日として、翌日から**3日間**行われます。

※ 園児・児童・生徒本人が**健康上の不安**があれば各園、小・中学校と登園・登校の相談してください。

※ 検査申込から結果通知を含め感染者との最終接触日の翌日から5日以上となることが想定される場合は、検査実施について、学校は教育委員会学校教育課と相談して決定します。

※ この措置は、当面の間のものであります。変更がある場合は早急にお知らせ致します。